

(様式第4号)

上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会 会議概要

1 審議会名	上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会
2 日時	令和6年2月7日(水) 午後1時30分から午後3時分まで
3 会場	上田市役所本庁舎2階会議室
4 出席者	飯島会長、前田副会長、滝沢委員、小市委員、龍野委員、佐藤委員、柳澤委員、杉本委員、遠藤委員、小池委員、杉浦委員、宮原委員、代理渡邊様、中澤様、田中(賢)委員、宮入委員、田中(広)委員、宇佐美委員
5 市側出席者	北島福祉部長、西澤高齢者介護課長、酒井課長補佐、召田認知症支援推進員、駒津認知症支援推進員、石原認知症地域支援推進員、中村認知症地域支援推進員、佐々木高齢者支援担当
6 公開・非公開	☒ 公開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 傍聴者	0人 記者0人
8 会議概要作成年月日	令和7年1月31日
協議事項等	

- 1 開会 (高齢者介護課課長)
今までに引き続き、会長を飯島委員、副会長を前田委員にお願いします。
- 2 あいさつ (福祉部長)
- 3 協議
 - (1) 令和5年度認知症施策関連事業の実施状況
・事務局より、上田市の認知症事業について説明
 - (2) 第9期上田市高齢者福祉総合計画
・事務局より、事前に皆様からご意見いただきました第9期高齢者福祉総合計画内容の変更箇所について説明
 - (3) 上田市の認知症希望条例・希望宣言について
・令和6年1月16日の検討委員会の内容報告

事務局 宣言について、宣言の対象を高齢者全体にすると、宣言の目的が曖昧になってしまうため、ここで区別するわけではなく、認知症に絞った宣言にした方が良い。

市民1人ひとりが認知症について考え、知り、それが地域の理解につながり、それがまた大きくなって、最終的には上田市全体の認知症に対する理解に繋がっていくと良い、どのような宣言にしたら市民に響くものになるのか、ただ宣言が綺麗事で終わりにならないような宣言方法になれば良い。

最終的に認知症基本法の目的でもある共生社会の実現をするために、市民のみんなが同じ目的に向かって、話し合いを続けていく機会になれば良いのではないかと。

というような意見が検討委員会で出ました。本日も委員の皆様からご意見をいただきたい。

委員 宣言と条例があるようですが、今回は事務局ではどちらの形式を考えているのか。

事務局 宣言と条例というのは明らかに違います。宣言は、このような地域を目指しましょう、という発信でございます。

ただ、条例となると、地方公共団体が定める自治法でこういうことをしなさい、そういうことをしなさいと、市として決め事をするのが、条例になります。いきなり条例に持っていくよりは、まずは、宣言をして、そもそもの趣旨を市民の皆さんに知ってもらい、その後で条例化をして、それぞれの役割をもっと明確にして自分のやるべきことを伝えていく方が良いのでは

ないかという風に考えているところです。

委 員 認知症基本法という法律発表されましたが、国の基本法と市の条例または宣言はどのような繋がりになることを目指しているのか教えていただきたい。

事務局 認知症に関する法律がこの度初めて成立となりました。そのため我が国においては、認知症政策に関して、まずこの堀法律が1番の基本になります。中身については市町村それぞれで作成という風に言われておりますので、上田市としても、基本法に則ったものを展開していくという方向になります。上田市でも認知症基本法に従って認知症政策の推進を計画立てていくべきだと考えております。

委 員 以前、認知症当事者の公演会を聞き、改めて認知症であっても社会の一員として、その人の存在や尊厳性を大事にしながら地域でみんなで見守っていかなくちゃいけない、そういう社会を作っていけないといけないと思う。

委 員 宣言をつくることで、認知症はだれにでもなるものであることを知ってほしいという思いと、認知症を含めた皆がポジティブに前向きに行きやすい社会になってほしい。

委 員 認知症についての啓発を進めるだけではなく、認知症になってからなるべく早く専門医につながり適切な治療が始まったり、適切な介護やサービス利用につながることも大切かと思うので宣言に含めていけたらよい。

委 員 認知症についての偏見がまだまだ多い。我がごととして捉えて、認知症になっても、認知症と共に歩める社会になっていくことがこれから必要であるので、偏見を減らしていくのは大変なことであるが大事なことだと感じる。

また、当事者を抜きにせず、当事者を含めて宣言を検討していった方がよい。

委 員 身寄りのない方々がどんどん増えている。身寄りのない方でも、自分の意思が尊重され一緒に生きていける社会にしたい。

会 長 本日多くの意見をいただいた。事務局含め今後の宣言策定の参考にしていけたらよい。今後とも検討を重ねていきたい。

4 その他

事務局 次回の協議会の日程等について

5 閉会 (高齢者介護課課長)